

令和6年3月28日

指定障害福祉サービス事業者等
指定障害児通所支援事業者等 各位

旭川市福祉保険部指導監査課

令和6年度 福祉・介護職員等処遇改善加算等 処遇改善計画書の届出について（通知）

このことについて、令和6年度における処遇改善加算等の算定を行う場合は、次のとおり届出書類等を提出願います。

1 届出書類等

次の（1）から（3）いずれかの様式により計画書を提出してください。

（1）処遇改善計画書 別紙様式2

- a 処遇改善計画書 別紙様式2-1 総括表
- b 処遇改善計画書 別紙様式2-2 個票（令和6年4・5月分）
- c 処遇改善計画書 別紙様式2-3 個票（令和6年6月以降分）
- d 処遇改善計画書 別紙様式2-4 個票（年度内の区分変更がある場合に記入）

※ dは該当する場合のみ提出

※ 大規模事業者用の様式は、厚生労働省HPにありますので必要に応じて活用してください。

（2）処遇改善計画書 別紙様式6

- a 処遇改善計画書 別紙様式6-1 総括表
- b 処遇改善計画書 別紙様式6-2 事業所個票（**算定する事業所の数必要**）

※ 「同一法人内の**事業所数が10以下**の障害福祉サービス事業者等」については、別紙様式6による届出が可能です。他の様式（別紙様式2又は別紙様式7）を使用することもできます。

（3）処遇改善計画書 別紙様式7-1（加算未算定事業所）

※ 令和6年3月時点で加算を未算定の事業所が、令和6年6月以降、新規に新加算Ⅲ又はⅣを算定する場合、新加算Ⅲ又はⅣに対応する令和6年4月及び5月の旧3加算の区分の算定と併せて、別紙様式7による届出が可能です。他の様式を使用することもできます。

● 次の事項に注意願います。

○計画書の内容を証明する資料の添付については、保管の有無をチェックリストで確認することで提出については原則不要です。実地指導等において根拠資料を確認する場合がありますので、関係する書類について適切な保管をお願いいたします。

○新規で処遇改善加算等を取得する事業所については、就業規則等の計画書の内容を証明する書類を添付してください。

2 提出期限 令和6年4月15日（月） 期日厳守

3 提出方法 原則、旭川市電子申請システム（下記フォーム）により提出願います。 <https://logoform.jp/form/iLZf/534468>

4 その他留意事項

提出に当たっては、「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和6年3月26日付け障障発 0326 第4号・こ支障第86

号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長・こども家庭庁支援局障害児支援課長通知), 記載例及びQ&A等を参照し, 算定要件を御確認いただきますようお願いします。

5 厚生労働省HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/minaoshi/index_00007.html

(提出先及び連絡先)

〒070-8525 旭川市7条通9丁目旭川市役所総合庁舎4階
旭川市福祉保険部指導監査課(障がい担当)
電話(0166)25-9849